

# 「京都市地球温暖化対策条例」の概要

平成16年12月24日条例第26号(制定), 平成22年10月12日条例第20号,  
平成26年3月25日条例第150号, 平成28年3月30日条例第64号

## 前文(要約)

地球の環境に極めて深刻な影響を与えるおそれがある問題であるため、温室効果ガス排出量を大幅に削減し、地球温暖化を防止することは人類共通の喫緊の課題。京都議定書誕生の地として、温室効果ガスの排出量を80%以上削減することにより持続可能な発展が可能となる低炭素社会を目指し、地球温暖化という問題に向き合い、主体的行動することを新たに決意し、この条例を制定する。

本市の温室効果ガス排出量の削減目標  
(第3条)

- ① 2030(平成42)年度までに、  
1990(平成2)年度比で**40%削減**
- ② ①を達成する当面の目標として、  
2020(平成32)年度までに、  
1990(平成2)年度比で**25%削減**

※いずれも府市共通目標

## 各主体の責務(第4条～第7条)

### 京都市

- ①地球温暖化対策計画の策定・実施
- ②市民、事業者、環境保全活動団体の参加促進、意見の反映
- ③市事務事業における必要な措置
- ④市民、事業者、環境保全活動団体の活動促進

### 事業者

事業活動に関する地球温暖化対策の実施、  
他の者が実施する地球温暖化対策への協力

### エネルギー供給事業者

本市への情報提供、他の者の地球温暖化の防止への積極的な役割  
市民

日常生活に関する地球温暖化対策の実施、  
他の者が実施する地球温暖化対策への協力

### 観光旅行者その他の滞在者

市、事業者、市民、環境保全活動団体の取組への協力

## 京都市

### 地球温暖化対策計画の策定(第9条)

#### 重点施策(第10条)

- ①再生可能エネルギー利用促進、建築物における省エネ促進
- ②環境マネジメントシステムの普及
- ③環境物品等の情報提供、優先購入促進
- ④自動車等の使用に伴う排出削減(交通需要管理、カーシェアリングの促進)
- ⑤森林整備、地域産木材をはじめ森林資源利用促進
- ⑥地産地消その他の環境と調和のとれた食生活の啓発
- ⑦市街地の緑化・農地の適切な保全の推進
- ⑧ごみの発生抑制及び再使用、徹底した減量化
- ⑨ごみからのエネルギー回収の最大化
- ⑩削減量の取引(カーボン・オフセット)の促進
- ⑪環境産業の育成及び振興
- ⑫環境教育
- ⑬市民・事業者・環境保全活動団体への情報提供、人材育成、助成
- ⑭観光旅行者その他の滞在者への啓発
- ⑮国、他の自治体、環境保全活動団体等との連携、国際協力
- ⑯経済的措置に関する調査・研究

#### 京都市の率先実行

- ①市役所の実行計画の推進
- ②環境マネジメントシステムの構築及び推進
- ③環境物品の調達
- ④公共事業実施等に伴う地球温暖化対策
- ⑤公共施設の再生可能エネルギー利用、地域産木材利用、緑化推進

施策の評価・見直し(第56条)

年次報告(第8条)

温室効果ガス排出量、市が講じた地球温暖化対策を記載した年次報告書の作成・公表

## 市民

## 事業者

再生可能エネルギーの優先的利用、照明・空調の適正化など省エネの取組、建築物の省エネ化（第11条）

環境マネジメントシステムの導入（第12条）

低炭素型電気製品、ガス器具等の優先的使用、適切な使用（第13条）

低炭素型製品・役務の提供、環境産業の振興（第14条）

自動車使用を控え、徒歩、公共交通機関、自転車を利用（第15条）

エコ通勤の促進（第15条）

自動車等に係る温室効果ガスの排出の抑制、アイドリングストップ、  
エコカーの購入・レンタル利用努力、カーシェアリングの利用努力（第16条）

建築物及びその敷地の緑化の推進（第17条）

地産地消の促進その他の環境と調和のとれた食生活を営む努力（第18条）

ごみの発生抑制及び再使用、徹底した減量化の推進（第19条）

従業者の環境教育（第20条）

環境に良いことをする日を定め、環境に配慮した行動を率先して実行（第21条）

### 特定排出機器※1の販売者（第24条）

- ★特定排出機器のエネルギー効率等の表示
  - ★市民に特定排出機器のエネルギー消費効率の説明
- ※1 照明設備、エアコン、テレビ、冷蔵庫、電気便座

### 自動車販売事業者（第25条）

- ★新車購入者への自動車環境情報の説明
- エコカー販売努力
- ☆エコカー販売実績報告

### 特定建築物※2の新築等をする者（第36条～第49条）

- ★建築物排出量削減計画書の作成、提出、工事完了届
  - ★地域産木材の利用
  - ★再生可能エネルギー利用設備の設置
  - ★京都環境配慮建築物基準(CASBEE京都)に基づく評価
  - ☆CASBEE京都に基づく環境配慮性能の工事現場・販売広告への表示、表示した内容の届出
  - CASBEE京都に基づく環境配慮性能の購入者への説明努力
- ※2 延べ床面積2000m<sup>2</sup>以上の建築物

### 特定緑化建築物※3の新築等をする者（第50条～第55条）

- ★建築物及び敷地の緑化、緑化計画書の作成、提出、工事完了の届出
- ※3 敷地面積が1000m<sup>2</sup>以上の建築物

### 特定事業者※4（第22、23、27～34条）

- ★環境マネジメントシステムの導入
  - ☆新車購入のうち一定割合のエコカー導入
  - ★事業者排出量削減計画書（報告書）の作成、提出（★エコ通勤の報告等）
  - ★計画書・報告書の総合評価
  - ★効果的な削減のための指導・助言
  - 削減計画の推進、補完的措置※5
  - 優良事業者の表彰
  - 中小規模事業者等の削減計画書・報告書の提出（単独又は中小規模事業者等との共同で実施）
- ※4 エネルギー使用量が原油換算1500kL以上等の温室効果ガス排出量の多い事業者
- ※5 森林整備等による削減効果を自社の削減量に算入

### 条例の見直し（第57条）

京都市は、この条例の目的を達成するため、その施行の状況、地球温暖化対策に係る技術水準の向上及び社会経済情勢の変化を踏まえ、おおむね5年ごとに、その見直しを行う。

### 雑則（第58条～第61条）

- 報告・資料の提出の要求
- 特定建築物等への立入調査・検査
- 届出違反等に対する勧告・公表